



2026年5月20日

各位

会社名 千代田化工建設株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 太田 光治  
 (コード番号 6366 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 総務部長 佐伯 晋  
 (TEL 045-225-7777)

(訂正) 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年1月28日に適時開示いたしました「A種優先株式の償還方針に関する合意及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて、本年6月開催予定の当社第98回定時株主総会に付議する定款一部変更議案をお知らせしておりました。

本定款一部変更議案に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正箇所

変更案の「第11条の6」

(網掛けは訂正箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章の2 A種優先株式  (前略)  (現金対価の取得条項 (強制償還条項)) 第11条の6 (強制償還の内容) 当社は、 <u>2021年7月1日以降</u> 、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると	第2章の2 A種優先株式  (前略)  (現金対価の取得条項 (強制償還条項)) 第11条の6 (強制償還の内容) 当社は、 <u>いつでも</u> 、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、A種

<p>引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(強制償還価額)</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。</p> <p>(a)強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。</p> <p>(b)400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額  <u>なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(強制償還価額)</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p><u>&lt;2029年6月末日までの期間における償還価額&gt;</u></p> <p><u>436円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</u>  <u>なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。以下同じ。</u></p> <p><u>&lt;2029年7月1日以降の期間における償還価額&gt;</u></p> <p>下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。</p> <p>(a)強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の<u>株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)</u>が発表する本会社の普通株式の普通取引の<u>売買加重平均価格(以下「VWAP」という。)</u>の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。</p> <p><u>なお、「取引日」とは、東京証券取引所にお</u></p>
---	--

	<p>いて本会社の普通株式の普通取引が行われる 日をいい、東京証券取引所によりVWAPが 発表されない日は含まないものとし、以下同 様とする。</p> <p>(b) 436 円にA種累積未払配当金相当額およ びA種経過未払配当金相当額を加えた額</p> <p>(後略)</p>
--	--

以 上